

事務事業に係る移譲項目選定等の考え方について

資料 2

区分	事務事業		事務事業の性格	移譲項目など		移譲項目選定等の考え方
Ⅰ 地域の福祉サービスに関する事務	Ⅰ-1 福祉体制の整備等に関する事務	指導助言 補助事務	○市町指導・助言 ○補助金の支出事務	↑	県実施	※市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。
		民間協力 人材育成	○人材育成の支援 ○団体等指導監督	↑	権限移譲 (福祉事務所の設置)	■考え方 ○住民生活に密着した行政サービスであり、全ての市町が地域完結的に実施すべき事務 ○現行法制上、町も福祉事務所を設置することが可能であり、上半期（H17～19）に全ての市町において福祉事務所を設置。 ○福祉事務所に関連した県の事務を移譲する。
		福祉事業等	○居宅サービス事業者等の研修 ○居宅生活支援事業の届出受付 ○介護保険事業者の指導監督事務	↑		
		生活保護	○生活保護に関する相談業務 など	↑		
		児童福祉	○児童扶養手当の支給 など	↑		
	Ⅰ-2 福祉サービスの提供に関する事務	障害者福祉	○特別障害者手当の支給 など	↑		
		母子寡婦	○母子寡婦家庭に係る相談業務 など	↑		
		その他	○家庭内暴力に関する相談 ○図書類等の自動販売機等の設置届受付 など	↑		
				↑		
				↑		
Ⅱ 地域の保健サービスに関する事務	Ⅱ-1 保健所長事務	感染予防	○医師からの感染症患者発見の通報受付 ○結核・感染症診査協議会の意見聴取	↑	保健所設置要件緩和後権限移譲	■考え方 ○住民生活に密着した対人・対物サービスであり、福祉関係事務と一体的に市町で地域完結的に実施すべき事務 ○設置要件緩和等までの間、県保健所実施 ■制度改正等の必要性 現行法制上、県及び保健所政令市以外は保健所を設置できないことから、国に対して設置要件の緩和等を提案していく。
		精神保健(医療)	○警察からの精神疾患患者発見の通報受付 ○精神病院の定期病状報告受付	↑		
		母子保健その他	○不妊手術・中絶の届出受付 ○死体解剖の許可	↑		
		食品衛生	○医師からの食中毒患者発見の通報受付	↑		
		感染予防	○住民への結核・感染症保健指導 ○結核・感染症発生届の届出受付・報告 ○結核予防法の定期外診断・接種 など	↑		
	Ⅱ-2 知事事務	精神保健(医療)	○精神障害者の家庭訪問指導 など	↑	権限移譲	※保健所設置市に未移譲の権限は、移譲 ※一般市等については、設置要件緩和までの間、県保健所実施 ■考え方 ○住民生活に密着した対人・対物サービスであり、福祉関係事務と一体的に市町で地域完結的に実施すべき事務
		食品衛生等	○事業者に関する監視・指導 ○食品衛生上の許認可・検査 ○水、食品、感染症等の試験検査 など	↑		
		保健所設置市未移譲事務	○薬局等の許認可・監視指導 ○医療法人設立等の認可、指導 ○病床数・救急医療体制など圏域医療計画の作成・調整	↑		
		精神保健(その他)	○精神障害者の社会適応・復帰訓練 ○精神障害者居宅生活支援事業の届出受付	↑		
		母子保健その他	○未熟児の家庭訪問指導 など	↑		
Ⅲ 事業活動の規制に関する事務	Ⅲ-1 事業活動の許可等に関する事務	生活衛生	○理美容所・クリーニング所等の営業許可 ○専用水道等の立入検査 など	↑	窓口委託	※窓口事務の市町委託を進める。
		医療等従事者	○医療等従事者免許等の国への経由事務(医師・看護師 など)	↑		
		建設業等	○建設業許可申請の受理、審査、進達 ○経営事項審査の受理、審査、進達 ○浄化槽工事事業、解体工事業、宅建業に対する規制	↑		
		採石業等	○採石に関する規制 ○砂利採取に関する規制(河川管理者関連を除く)	↑		
		商工業	○商工会議所の定款変更認可等 ○商工会の設立認可等 ○大規模小売店舗の出店届出受理等 ○特定工場等新設等の届出受理等	↑		
	Ⅲ-2 農産物の生産・流通に関する規制	危険物	○火薬類の譲受、譲渡、消費の許可 ○高圧ガスの製造、貯蔵許可 など	↑	権限移譲	■考え方 ○地域の商業や農産物の流通規制等に関する事務であり、規制客体に身近な市町で実施すべき事務。 (なお、JAS表示取締における広域活動販売者による違反事案等に関する事務は、広域的に対応すべき事務であり県実施。) ○市町の規模・能力等を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。
		JAS表示取締等	○農林物資販売等に関するJAS表示取締 ○農産販売・使用者に対する規制 ○肥料販売者に対する規制 ○養蜂転飼に関する規制 など	↑		
		市場取引	○地方卸売市場への立入検査 ○家畜取引、家畜商に関する規制 など	↑		
		その他	○法規制外市場の開設届、量表・かんきつ規格による流通規制 など	↑		
				↑		

Ⅰ 地域の福祉サービスに関する事務

Ⅱ 地域の保健サービスに関する事務

Ⅲ 事業活動の規制に関する事務

区分	事務事業	事務事業の性格	移譲項目など	移譲項目選定等の考え方
Ⅳ 環境の保全に関する事務	Ⅳ-1 環境保全に関する事務	普及指導	○環境学習の推進 ○プール、海水浴場等の衛生指導 など	※市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。 ■考え方 ○施設、設備に対する規制であり、市町で地域完結的に実施すべき事務 ○市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進める。 ○公害防止に関する事務は、一般市・町には窓口委託を進め、今後の実績等を踏まえ権限移譲を検討する。 (産業廃棄物処理業者等への立入検査については、県にも権限を留保。)
		公害防止	○排出施設の設置・更新許可受付 ○排出施設の承認の届出受付 など ○排出作業の届出受付等 など	特例市へ権限移譲 (一般市・町へ窓口委託)
		廃棄物等	○一般廃棄物処理施設の設置許可 ○浄化槽設置届受付、立入検査 など ○産業廃棄物処理業者等への立入検査 など	権限移譲
	Ⅳ-2 自然保護に関する事務	野生生物	○産業廃棄物の収集運搬業者の許可 ○産業廃棄物の処理業・処理施設設置許可 など ○鳥獣の狩猟免許 など	県実施
		自然公園	○鳥獣等の捕獲、採取許可 など ○自然公園内の行為の規制、実地調査 など ○自然公園施設の整備	権限移譲 事業実施の移譲等
Ⅴ 都市の整備に関する事務	Ⅴ-1 都市行政に関する事務	都市計画	○都市計画案の作成 ○市町の都市計画に対する助言 など ○市町が行う都市計画事業の認可 など	県実施
		開発規制等	○開発行為等の規制(都市計画法に係る開発行為許可、開発許可に係る建築制限、市街地開発予定区域内の建築制限等) ○風致地区内の建築物等の規制 ○宅地造成等の規制	権限移譲
		その他	○土地地区画整理事業計画等の認可 ○市街地再開発事業計画等の認可 ○屋外広告物の規制	
	Ⅴ-2 建築行政に関する事務	建築確認	○建築物の建築等に関する確認検査、許可等	
		その他	○公庫貸付に係る住宅工事等の審査 ○特定建設資材の分別解体等の指導 ○建築士の指導 など ○優良住宅の認定 など	
Ⅵ 地域の土地利用に関する事務	Ⅴ-3 国土利用計画	国土利用計画	○土地の売買、遊休地の届出受理	
	Ⅵ-1 農山村の土地利用に関する事務	農振農用地	○市町農業振興地域整備計画同意事務 など	県実施
		林地	○農振法の開発行為許可 ○林地開発許可 ○土砂の適正処理に関する許可 など ○入会林野整理 など	権限移譲
		保安林	市町完結水系内の ○保安林の指定・解除 ○保安林伐採、土地形質変更許可 など 市町非完結水系内の ○保安林の指定・解除 ○保安林伐採、土地形質変更許可 など	制度改正後権限移譲 県実施
	Ⅵ-2 農山村の土地利用集積を図る事務	森林計画(造林補助含む)	○市町地域森林計画策定指導助言 ○事業者が策定する森林施業計画(市町区域を超えた計画)認定 ○市町村の造林事業への間接補助 ○森林病害虫被害対策 など	県実施
		農地集積	○市町が行う認定農業者認定等に対する指導・助言 ○基盤法の市町計画への同意 など	県実施
		農地転用	○農地紛争調停の小作主事派遣	権限移譲
		農地利用	○4ha以下の農地転用許可等 ○農転許可証発行等の証明事務 など ○農地売買(農地法3条)許可	

区分

事務事業

事務事業の性格

移譲項目など

移譲項目選定等の考え方

Ⅶ 農林水産業の振興に関する事務

Ⅶ-1 農林水産業の経営体質の改善・支援に関する事務	技術普及	○農林水産業の改良普及 ○技術普及、経営計画策定の支援 ○生産・加工・販売ネットワークづくり など	○技術面の市町補完等	県実施	※農林水産業の普及事業については、法改正の動向等を踏まえながら、そのあり方を検討する。
	事業推進	○地域農業マスタープランの推進 ○集落営農法人の設立支援・育成 ○青年農業者等担い手の育成対策 ○農畜産業振興機構への施設整備助成等に関する事務 など	○市町指導・助言等		※市町指導・助言等事務については、県の関与は段階的に縮減する。 ※農畜産業振興機構の施設整備助成等に関する事務については、県域団体が機構の窓口であり、地方公共団体が介在しない制度への見直しを国等に提案する。
	制度資金	○農業近代化資金、漁業近代化資金等の利子補給に関する審査・交付 ○市町の天災資金利子補給への補助 ○農業改良資金原資の農協への貸付 ○その他の制度資金等に関する事務 など		県実施	
	施設整備への補助	○農協等の集出荷施設整備等への補助 ・国の経費構造対策、生産総合振興対策、畜産環境総合整備に係るもの ・県の活性化総合支援事業 など	○補助金等支出事務		※国に、多段階で重層的な現行制度の簡素化を提案していく。 ※災害復旧については、市町との連携と迅速な対応が可能となるよう連絡調整機能を整理する。
	基盤整備(営農)	○団体営事業に対する補助(国補) は場整備、林道開設、災害復旧など ○ため池補修、農道整備、林業用作業路、漁礁設置等への補助(県県)		県実施	※市町補完事務については、県の関与は段階的に縮減する。
	基盤整備(県営)	○は場整備、中山間総合整備、農村振興総合整備事業等の実施 ○農道整備 ○農業用ダムなど基幹水利施設の整備、維持及び管理 ○地すべり工事、農地海岸保全施設整備、ため池等の農地等保全事業 ○もも場、干潟等増殖場の整備 ○漁港の施設整備 ○林道整備 など	○効果の主として地域内で完結し、高度な専門性を要しないもの ○広域性、大規模性又は技術的専門性を要するもの	事業実施の移譲等	○市町が担うべき事務事業について、現在の県営事業と同程度の事業実施を可能にするなど、市町の規模・能力に応じた制度改正を国に提案していく。 ○県営事業の新規採択に当たっては、団体営事業のあるものは短力、団体営での採択を目指していく(は場整備、中山間総合整備、農村振興総合整備など)。 ○国の制度改正が実現するまでの間においても、事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて、事務事業の移譲(市町による事業実施)を進めていく。 ○県事業のうち市町による事業実施を進めるものは次のとおり(継続事業も含む)。 ・は場整備の工事実施 ・大規模な橋梁やトンネル等を含まない農道・林道工事 ・県営ため池改修のうち比較的小規模なもの工事など
Ⅶ-3 生産・加工・流通に関する事務	事業推進	○米生産調整の指導・集計・調整 ○品目別生産流通体制の指導調整 ○天災・鳥獣害の情報収集・指導	○市町指導・助言等	県実施	※市町指導・助言等事務については、県の関与は段階的に縮減する。
	普及啓発	○家畜排泄物等有機性資源の循環利用の推進 ○食農教育・地産地消等の推進			

Ⅷ 地域活性化に関する事務

農山村の地域活性化に関する事務	工業導入	○農村地域工業導入促進計画の策定指導	○市町指導・助言等	県実施	※市町指導・助言等事務については、県の関与は段階的に縮減する。
	市民農園	○市民農園整備に係る市町への指導・助言など			
	都市住民との交流	○都市住民の滞在型余暇活動の受け入れに向けた指導・助言 など			
	施設整備	○農村休暇法の市町計画策定への協議 ○都市と農山村の交流施設の整備に対する補助(国の新山村振興等農林漁業特別対策事業に係る補助など)	○補助金の支出事務 ○市町計画協議事務		

Ⅸ 漁業に関する事務

漁業に関する事務	漁業権 漁業許可	○漁業許可、漁業権行使規則の認可 ○漁業取締、停泊処分の履行確認 ○遊漁船業の登録 など	○広域的視点での調整等が必要な事務 ○広域化(合併)を推進する事務	県実施	
	漁船登録 小型船舶	○漁船の登録(総トン数の測定) ○漁船の建造許可 など			
	資源管理 型漁業の推進	○県漁連、県栽培漁業協会に対する資源管理型漁業実施に対する補助 ○漁協に対する漁獲量管理、出漁日数管理の指導・助言 など			
	協同組合等の指導	○漁業協同組合合併促進法の合併指導 ○水産業協同組合法に基づく指導監督 ※森林組合法に基づいても同様			

区分

事務事業

事務事業の性格

移譲項目など

移譲項目選定等の考え方

X 地域の生活基盤に関する事務

X-1 生活環境の整備に関する事務	農山漁村の上下水	○県営事業による飲用雑用水の整備 ～中山間総合整備、漁業集落環境整備等 ●団体営事業による農業集落排水整備 ●市町の公共下水道事業の指導等	事業効果の地域性を踏まえ、市町による事業実施を進めていく。 効果が主として地域内で完結し、高度な専門性を要しないもの 大規模性、技術的専門性を要するもの ・市町指導・助言 ・補助金の支出事務 ●を付したもののもの	事業実施の移譲等	○市町が実施すべき事務事業と県が実施するものを仕分け、移譲事務の範囲や移譲方法を整理していく。 ○市町が担うべき事務事業について、現在の県営事業と同程度の事業実施を可能にするなど、市町の規模・能力に応じた制度改正を国に提案していく。 ○県営事業の新規採択に当たっては、団体営事業のあるものは極力、団体営での採択を目指していく(中山間総合整備事業、農村振興総合整備事業など)。 ○国の制度改正が実現するまでの間においても、事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲(市町による事業実施)を進めていく。
	公共施設	○県営事業による農村公園、コミュニティ施設、防火施設等の整備 ～中山間総合整備など ●団体営事業による農村公園等の整備 ～農村振興総合整備など			
	生活道路	○県営事業による集落道など住民生活に身近な生活道路の整備 ～中山間総合整備など ●団体営事業による集落道等の整備 ～農村振興総合整備など			
X-2 交通基盤の整備に関する事務	農林道漁港関連道	○県営農道整備 ○県営林道整備 ○県営事業による漁港関連道整備 ●団体営事業による農林道等整備	利用の広域性・地域性を踏まえ、市町による事業実施を進めていく 効果が主に地域内で完結し、大規模性や技術的専門性がないもの 効果が広域に及び、大規模なもの又は専門性を要するもの ・市町指導・助言 ・補助金の支出事務 事務事業欄●のもののもの	事業実施の移譲等	○市町が実施すべき事務事業と県が実施するものを仕分け、移譲事務の範囲や移譲方法を整理していく。 ○市町が担うべき事務事業について、道路管理権限の路線ごとの移譲や、現在の県営事業と同程度の事業実施を可能にするなど、市町の規模・能力に応じた制度改正を国に提案していく。 ○県営事業の新規採択に当たっては、団体営事業のあるものは極力、団体営での採択を目指していく(農道、林道)。 ○国の制度改正が実現するまでの間においても、事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲(市町による事業実施)を進めていく。
	道路整備	○県管理国道及び県道の改築改良 ○県管理国道及び県道の維持修繕 ○県管理国道及び県道の災害復旧 ○道路の通行制限・禁止、占用許可等管理 ●市町の行う市町道の整備			
	港湾漁港	〔港湾、漁港〕 ○県管理港湾及び漁港の改築改良 ○県管理港湾及び漁港の維持修繕 ○県管理港湾及び漁港の災害復旧 ○港湾・漁港区域内の占用許可、行為規制等 ●市町の行う市町管理港湾・漁港の整備			
X-3 住民の生命財産保全に関する事務	港湾海岸漁港海岸	〔港湾海岸、漁港海岸〕 ○港湾・漁港海岸の施設整備 ○港湾・漁港海岸の維持修繕 ○港湾・漁港海岸の災害復旧 ○海岸保全区域内の占用許可、行為規制等 ●市町の行う市町管理港湾・漁港海岸の施設整備	利用の広域性・地域性を踏まえ、管理者の再編を進めていく。 地域的に利用される港湾及び漁港の管理(区域内の海岸管理を含む) 広域的に利用される港湾及び漁港の管理(区域内の海岸管理を含む) ・市町指導・助言 ・補助金の支出事務 事務事業欄●のもののもの	権限移譲(管理者変更) 県実施 県実施 県実施	○港湾や海岸については、施設整備が必要なものを除き、計画期間を通じ、管理者の変更による権限移譲を進めていく。 ○管理者の変更が実現するまでの間においても、事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲(市町による事業実施)を進めていく。 ○県事業のうち市町による事業実施を進めるものは次のとおり(継続事業も含む)。 ・港湾改良(単県) ・海岸保全施設の修繕(単県) など ※市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。
	災害防止	〔1級河川(県管理区間)〕 ○河川の改修改良 ○河川の維持修繕 ○河川の災害復旧 ○占用許可、工作物設置許可等の管理 〔2級河川〕 ○河川の改修改良 ○河川の維持修繕 ○河川の災害復旧工事 ○占用許可、工作物設置許可等の管理 〔準用河川〕 ●市町の行う準用河川の改修改良			

区分	事務事業	事務事業の性格	移譲項目など	移譲項目選定等の考え方
X 地域の生活基盤に関する事務	X-3 住民の生命財産保全に関する事務	管理基準を明確にして、市町による管理と事業実施を進めていく。 砂防、地すべり、急傾斜の指定地等における占用許可等法令に基づき管理 技術的専門性を要しないもの 技術的専門性を要するもの ・市町指導・助言 ・補助金の支出事務 ・事務事業権●のもの	事業実施の移譲等	○指定地内における占用許可等の管理権限については、国に対する制度改正の提案を行うとともに、県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い、計画期間を通じて、移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。 ○急傾斜については、単県補助を利用した市町による事業実施の拡充を進めるとともに、市町による事業実施の拡大について検討を行い、国に制度改正を提案していく。 ○また、国の制度改正が実現するまでの間において、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。 ○県事業のうち市町による事業実施を進めるものは次のとおり（継続事業も含む）。 ・施設補修や土砂除去等の維持修繕工事（単県）など
	災害防止	広域的に整備する必要のあるものは県が担い、効果の主として地域で完結するものは市町による事業実施を進めていく。 市町の区域で完結する水系に係る保安林の保安施設の整備 市町の区域を越える水系に係る保安林の保安施設の整備 ・市町指導・助言 ・補助金の支出事務 ・事務事業権●のもの	事業実施の移譲等	○市町の区域内で完結する水系における保安林指定・解除等については、国に制度見直し提案（解除にあたっての国同意撤廃等）を行い、条件の整った段階で移譲する。 ○市町の区域内で完結する水系に係る保安施設整備は、当該保安林に関する権限移譲に合わせて市町で実施できるよう国に制度改正を提案する。 ○保安施設の整備については、保安林に関する権限移譲が実現するまでの間も、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。 ○県事業のうち市町による事業実施を進めるものは次のとおり（継続事業も含む）。 ・治山ダム建設工事、山腹工など
	建設海岸 農地海岸	【建設海岸、農地海岸】 ○県が管理する海岸の施設整備 ○県が管理する海岸の維持修繕 ○県が管理する海岸の災害復旧 ○占用許可、行為規制等の管理 【一般公共海岸】 ○占用許可、行為規制等の管理	事業実施の移譲等	○海岸については、施設整備が必要なものを除き、計画期間を通じて、管理者の変更による権限移譲を進めていく。 ○管理者変更が実現するまでの間も、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。 ○県事業のうち市町による事業実施を進めるものは次のとおり（継続事業も含む）。 ・海岸保全施設の補修工事（単県） など
	ダム建設 ダム管理	○梶毛、福富、仁賀、野間川、山田川ダムの建設 ○魚切、野呂川、椋梨、四川、三川ダムの管理	県実施	※市町指導・助言事務については、県の関与は段階的に縮減する。
	公有水面	○公有水面埋立法に基づく、工事施行区域内の土地の立入り、一時使用許可、竣工認可検査、工作物設置許可	県実施	
	海域管理	○海の管理に関する条例に基づく一般海域の占用、土砂採取許可	県実施	
		○プレジャーボート係留保管の規制	権限移譲	■考え方 地域住民に身近な事務であり、河川管理権限、港湾管理権限と切り離して移譲する。
	県税事務	○県税の賦課、徴収に関する事務	県実施	
	県税の賦課徴収に関する事務		県実施	
	④ 県税事務			
家庭保健衛生	家庭保健衛生に関する事務	○家畜の保健衛生、防疫、病性鑑定、検査等に関する事務	県実施	
	施設管理に関する事務	○県営住宅の管理 ○都市公園 ○びんご運動公園・みよし公園の管理 ○自然公園施設等の管理 ○太田川・芦田川・沼田川流域下水道の管理	県実施	※指定管理者制度等を活用。行政決定権限は県実施。（自然公園施設等については、一部、事務委託・施設譲渡等。）
家庭保健衛生		管理運営方法を検討するもの		